

京都市告示第762号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項、第15条第1項及び第15条の8第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、令和8年4月1日から適用します。

令和8年3月31日

京都市長 松井 孝治

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の7.94 |
| (2) 被保険者均等割 | 30,080円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 17,930円 |
| イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 | 8,970円 |
| ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 13,450円 |

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.66 |
| (2) 被保険者均等割 | 10,360円 |
| (3) 世帯別平等割 | |
| ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 | 6,180円 |
| イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 | 3,090円 |
| ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 | 4,640円 |

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の2.51 |
| (2) 被保険者均等割 | 11,090円 |
| (3) 世帯別平等割 | 5,370円 |

4 第15条の8第1項に規定する保険料率（子ども・子育て支援納付金賦課額）

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 所得割 | 100分の0.28 |
|---------|-----------|

(2)	被保険者均等割	1, 110円
(3)	18歳以上被保険者均等割	60円
(4)	世帯別平等割	
ア	イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	660円
イ	第14条第1項第3号に規定する特定世帯	330円
ウ	第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯	500円

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)